前金	部分払
有	一　回

令和３年度営消総第１７号

香良洲地域水防ステーション改修工事

工事場所	津市　　香良洲町　　地内
工　　期	令和３年８月３１日まで
工事概要	改修 （防水改修、外装改修、塗装改修、躯体改修） 解体 ※上記に係る建築工事等　一式

部長	参事	営繕課長	調整･建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
			設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
改修	1	式		
解体	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
建築	1	式		
電気設備	1	式		
計				

建築

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
直接仮設	1	式		
防水改修	1	式		
外装改修	1	式		
塗装改修	1	式		
躯体改修	1	式		
計				

建築

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
防水改修	改修	1	式		
計					
外装改修	撤去	1	式		
外装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
躯体改修	改修	1	式		
計					

建築　直接仮設

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
墨出し		1	式			
外部足場 (手摺先行据置型)	枠組本足場　昇降用 脚立足場共	1	式			
内部足場	脚立足場	1	式			
養生		1	式			
整理清掃後片付け	施工中・竣工時	1	式			
計						

建築	防水改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
水洗い	高圧ﾎﾟﾝﾌﾟ 10～15MPa	48.4	㎡			
下地調整	ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄ	26.9	㎡			
塗膜防水	ｳﾚﾀﾝ系　平場　X-1工法	88.2	㎡			
塗膜防水	ｳﾚﾀﾝ系　立上り　X-2工法	21.5	㎡			
脱気筒	SUS製	1	式			
改修用ﾄﾞﾚﾝ	鉛製 ﾖｺ型 φ100用 (ｷｬｯﾌﾟ共)	2	か所			
ｼｰﾘﾝｸﾞ	一般部 変成ｼﾘｺｰﾝ系(MS-2) 15×10	23.1	m			
集水器	硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管継手(ｶﾗｰ) φ100用 ﾁｰｽﾞ ﾌﾀ付 接続管共	2	か所			
硬質ﾎﾟﾘ塩化 ﾋﾞﾆﾙ管とい(ｶﾗｰ)	φ100 SUS製掴み金物@1000内外	6.6	m			
硬質ﾎﾟﾘ塩化 ﾋﾞﾆﾙ管とい(ｶﾗｰ)	φ75 SUS製掴み金物@1000内外	10.8	m			
ｴﾙﾎﾞ	硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(ｶﾗｰ) φ100用	2	か所			
ｴﾙﾎﾞ	硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(ｶﾗｰ) φ75用	9	か所			
計						

建築	外装改修	撤去				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ｶｯﾀｰ入れ	ﾓﾙﾀﾙ面　26.2m程度	1	式			
幕板ﾓﾙﾀﾙ塗り撤去 (擬木仕上げ)	0.4㎥程度 集積共	1	式			
PC手摺撤去 (擬木仕上げ)	0.6㎥程度、集積共	1	式			
笠木ﾓﾙﾀﾙ塗り撤去	0.2㎥程度　集積共 立上りﾓﾙﾀﾙ塗り共	1	式			
ｺｱ抜き	φ100　2箇所　集積共	1	式			
計						

建築	外装改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
<金属工事>						
幕板下部見切り取付用下地	L-30×30×3　溶接費、錆止塗装共	22.9	m			
幕板下部見切り	ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板製　ｶﾗｰ　糸幅280程度 t0.8	22.9	m			
<左官>						
床ｺﾝｸﾘｰﾄ直均し仕上げ	金ごて 防水下地	61.3	㎡			
笠木ﾓﾙﾀﾙ補修	金ごて 防水下地　t15	5.1	㎡			
立上りﾓﾙﾀﾙ補修	金ごて 防水下地　t15	2.6	㎡			
壁、床ﾓﾙﾀﾙ塗り	金ごて ﾓﾙﾀﾙ仕上げ 床 0.2㎡程度 壁 0.3㎡程度	1	式			
計						

建築	塗装改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ＥＰ塗り 改修仕様	0.2㎡程度　ﾓﾙﾀﾙ面　工程A種(一般) 下地調整共	1	式			
計						

建築	躯体改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
<鉄筋>						
異形棒鋼	SD295A D10、運搬費、鉄筋加工組立費、差筋ｱﾝｶｰ6-D10下向横向共	1	式			
溶接金網敷	径6.0 150×150	61.3	㎡			
<ｺﾝｸﾘｰﾄ>						
軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ	FC18　SL18	6.1	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	圧送費共	1	式			
<型枠>						
普通合板型枠	0.3㎡程度　型枠運搬費共	1	式			
計						

電気設備

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
電灯設備	1	式		
計				

電気設備

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
電灯設備	電灯設備	1	式		
計					

電気設備	電灯設備			電灯設備		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
耐衝撃性 硬質ﾋﾞﾆﾙ管(HIVE)	露出配管　16mm	5	m			
耐衝撃性 硬質ﾋﾞﾆﾙ管(HIVE)	露出配管　22mm	51	m			
耐衝撃性 硬質ﾋﾞﾆﾙ管(HIVE)	露出配管　28mm	18	m			
ﾎﾞｯｸｽ類		1	式			
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	100×100×100　VE　WP	1	個			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁電線 (IV)	1.6mm	23	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁 ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 (VVF)	1.6mm- 3C 管内	44	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁 ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 (VVF)	2.0mm- 3C 管内	36	m			
600Vﾋﾞﾆﾙ絶縁 ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 (VVF)	2.6mm- 2C 管内	7	m			
ﾎｰﾑ分電盤	L-1	1	面			
LED照明器具	A	2	個			
LED照明器具	B	2	個			
ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ (金属ﾌﾟﾚｰﾄ付)	3W 15A ×2　ﾈｰﾑ無 -　-	2	個			
ｺﾝｾﾝﾄ (金属ﾌﾟﾚｰﾄ付)	連用形2P15A×2 (接地極×2 接地端子×1付 一体形) 125V	4	個			
ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄ (金属製)	角型 ﾌﾞﾗﾝｸ	1	個			
壁貫通処理		1	式			
接地工事	D種 接地極埋設標共	1	式			
掘方埋戻し		1	式			
撤去費	配管配線、照明器具、ｺﾝｾﾝﾄ等	1	式			
計						

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
解体	1	式		
計				

解体

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
建物解体	1	式		
その他解体	1	式		
設備撤去	1	式		
発生材処分	1	式		
計				

解体

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設		1	式		
計					
建物解体		1	式		
計					
その他解体		1	式		
計					
設備撤去		1	式		
計					
発生材処分		1	式		
計					

解体		直接仮設				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
外部足場 (手摺先行据置型)	枠組本足場	1	式			
内部足場	脚立足場	1	式			
垂直養生	防音ｼｰﾄ張り	1	式			
計						

解体	建物解体					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
建物上屋解体	木造　延面積63.5㎡程度　手こわし 内外装撤去、内部造作物撤去、建具 (ｶﾞﾗｽ含む)撤去、積込共	1	式			
計						

解体		その他解体				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ｶｯﾀｰ入れ	ﾓﾙﾀﾙ面　3.0m程度 石張り面　4.3m程度	1	式			
階段撤去	1.6㎥程度、集積共	1	式			
石張り床撤去	0.01㎥程度　集積共	1	式			
樹木枝払い	0.1㎥程度　集積共	1	式			
計						

解体	設備撤去					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
既設撤去費	配管配線,照明器具,分電盤 ｺﾝｾﾝﾄ,ﾊﾟｲﾌﾟﾌｧﾝ,衛生器具 配管等撤去,ﾌﾟﾗｸﾞ止め ｷｬｯﾌﾟ止め含む	1	式			
計						

解体	発生材処分					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬	積込共（改修分、設備撤去分含む）	1	式			
発生材処分	処分費(改修分、設備撤去含む) 木材16.9㎥程度、ｺﾝ殻2.8㎥程度、 廃ﾌﾟﾗ2t程度、水銀使用製品ほか	1	式			
計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
共通仮設費(積上)	・ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽ ・ｷｬｽﾀｰｹﾞｰﾄ ・A型ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ ・敷鉄板 ・交通誘導員 ・建設副産物情報交換ｼｽﾃﾑ入力費					

特　記　仕　様　書

【部分下請負通知書に関する事項】
　受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】
　受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。
　なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

＜名札の例＞

写　真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者
	氏　名　○○　○○
	工事名　○○○○○工事
	工　期　自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会　社　○○○○株式会社 印

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注２）印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】
　工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限にくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。
　なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、出入口等に誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】
　請負代金の額が１３０万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の１０分の４以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】
　本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。
　なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事実績情報の登録に関する事項】
　受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。
　また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【法定外の労災保険の付保】
　受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第５７条第３項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

【現場パトロールに関する事項】
当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

【施工体制台帳】
受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【社会保険等未加入対策】
適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

【法定福利費の負担】
法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。

【完成報告書】
工事完成報告書の提出部数は３部とする。

【木材の調達の目標】
本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。
なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。
注1　「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。
また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。
注2　「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【設計変更に関する事項】
設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成３１年３月）を参考とする。
（津市ＨＰ「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年津市訓第７６号）において使用する用語の例による。 １　受注者等の義務 ⑴　本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 ⑵　受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 ⑶　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 ⑷　受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 ２　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記１の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 ３　契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 １　下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 ２　資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 ３　建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 ４　業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第２２号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 １　受注者等の責務 ⑴　関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 ⑵　受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 ⑶　受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 ⑷　受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 ⑸　受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 ⑹　受注者等は、条例第７条第１項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 ２　公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 ⑴　条例第７条第１項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 ⑵　条例第８条第１項の規定による命令に従わないとき。 ⑶　条例第８条第２項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 ⑷　⑴から⑶に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 ⑸　特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例（以下「条例」という。）第６条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 １　津市公契約条例施行規則第８条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 ２　関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 ３　条例第７条第１項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 ４　労働者が条例第９条第１項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 ５　労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 ６　労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 ７　市長等が行う施策に協力すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 １　工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 ２　新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という３つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請業者をはじめ、下請業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 ３　工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 ４　感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。 ５　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 ６　作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。 ７　新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第１９条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。 この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金の変更の対象とするものとする。